

# 災害発生時における二宮町議会及び議員の心得及び行動要領（マニュアル）

## 1. 概説

### 1) 目的

本マニュアルは、改訂に際して現行事項も勘案し二宮町議会及び議員として、どのように行動しなかにを心得とすべきか共通認識を持ち、議会としての体制の整備を図り、災害等発生直後から非常事態に即応した役割を具体的対応等について定めるものとする。

### 2) 基本的な考え方

議会基本条例に基づき、常に町民の負託に応えるべく行動が義務付けられている。近年大規模な地震を始め異常な集中豪雨などによる土砂災害などが想定されているなか、いずれの場合においても議会は、初動の確認と対応により町民（並びに議員）の生命、生活を守る立場から、非常時においても機能停止することなく一定の役割を果たすべきと考える。

このことを踏まえ、町の災害対策本部を側面から支援、協力することで大規模災害時の避難、復旧に関わるという大きな責務と役割を担うものとする。

### 3) 4つの心得

- (1) 議員は町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速かつ円滑な応急復旧に専念できるよう、側面から必要な協力、支援を行うこと。
- (2) 町議会は上記対応を踏まえ、議長を中心として災害対策本部と連携しながら 災害対応の役割を果たすこと。
- (3) 議員は地域の防災訓練等に積極的に参加することで、基本的、専門的な対策を見聞し災害に対する感受性の醸成に努めること。
- (4) 議員は平常時から危険が想定される区域（箇所）または避難方向、避難所を念頭に、安全に迅速に誘導できるよう心がけること。

## 2. 大規模災害発生時の議員活動指針

### 1) 大規模災害の定義

大規模災害とは、町が地域防災計画に基づく災害対策本部等を設置する基準に該当する災害をいう。町の災害対策本部は必要に応じ、概ね以下の基準により設置される。

- ① 町内で震度5強以上の揺れを観測したとき。
- ② 津波予報区「相模湾」に大津波警報または津波警報が発表されたとき。
- ③ 気象警報等又は河川の水防警報あるいは土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告等の発表が見込まれるとき（風水害等含む）。
- ④ 町域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され町長が認めたとき。

### 2) 側面支援の原則

大規模災害が発生したとき（発災時）、町は町長を本部長とした「災害対策本部」を設置し、各部署へ直線的な指揮命令系統で、応急、復旧活動に当たる。議会及び議員は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本であることを踏まえ、町の災害対応業務が円滑に遂行できるよう側面から支えるものとする。

### 3) 発生時の町議会及び議員の行動

#### (1) 連絡体制の確立

- ・議長は議会事務局長を通して災害対策本部の連携を図る。
- ・議長は必要に応じ登庁する。
- ・議員は、速やかに自らの安否等を安否確認情報システムメールにて連絡する。これを受け、議会事務局長は議長に報告する。
- ・議員は常に、その居場所又は連絡場所を明らかにし議会事務局長との連絡体制を確立する。

#### (2) 地域支援活動

- ・議員は、自身の安全確保を行った上、率先避難を前提に被災者の安全確保、避難誘導等、地域の一員として協力するよう努める。

### (3) 地域での情報収集

- ・議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、議長（議会事務局長）に報告する。
- ・議長は、議会事務局長に指示し、災害情報を議員に提供する。
- ・議員は、執行機関が応急対策に専念できるよう、情報、要望は緊急の場合を除き、議長（議会事務局長）に伝達する。

### (4) 災害時に於ける報告

- ・コミュニケーションツール（LINE やメール）を活用する。

### (5) 国、県及び関係機関に対する復旧、復興のための要望

- ・議会は、国、県及び関係機関に対し要望を行い行政の取組みを支援する。

## 4) 発生時期に応じた基準

### (1) 会議（本会議・委員会）中に災害が発生した場合

- ・議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局長に傍聴人等の避難誘導その他安全確保のための指示をする。
- ・議員は、今後の対応の指示があるまで議会において待機する。

## 5) 議長の対応

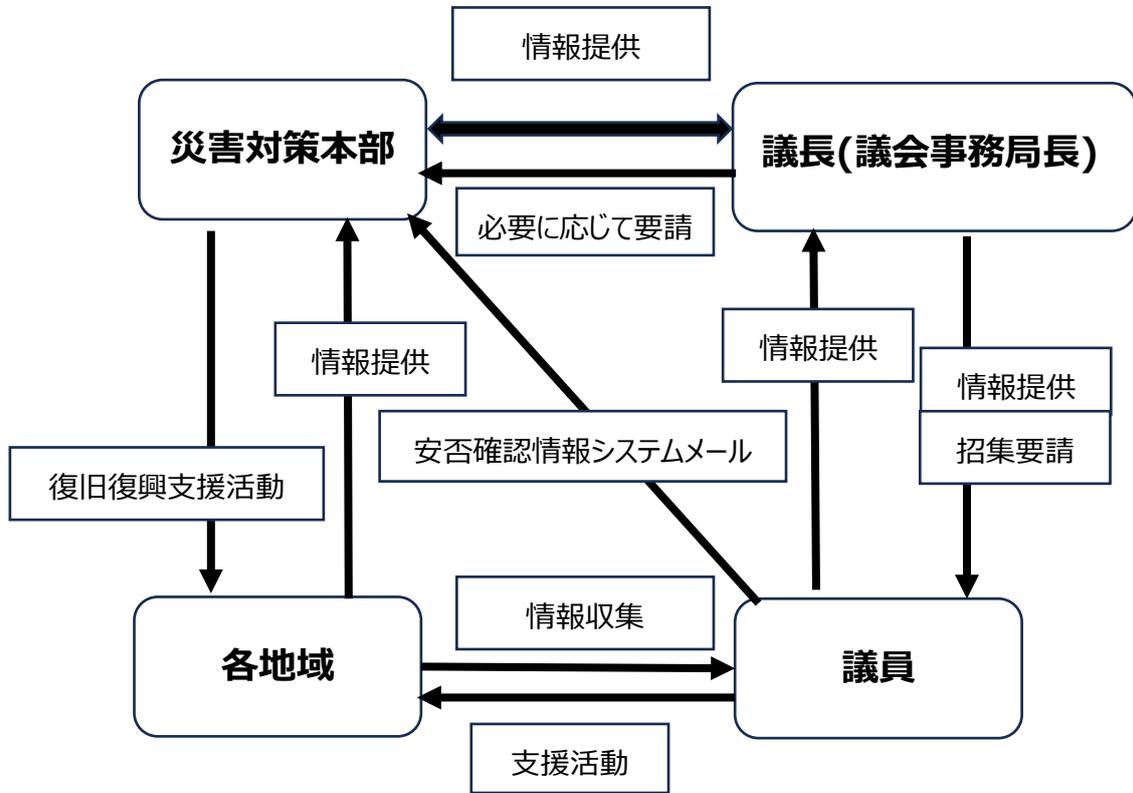
- ・議長（議会事務局長）は、各議員から寄せられた情報を取りまとめ、執行機関に伝達するとともに、必要な情報を各議員に提供する。
- ・議長は、必要と判断した場合、議員を招集する。  
（発災日を1日として、3日から8日間を目処に）
- ・議長が職務執行不能の場合は、副議長がこれを代行する。
- ・副議長が職務執行不能の場合、各常任委員会の委員長がその任に当たるものとする。

（順序：総務建設⇒教育福祉）

## 6) その他

この指針を変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

## 二宮町災害対策本部が設置された場合の対応図



### (改訂履歴)

新設 平成 25 年 12 月

改訂 平成 27 年 8 月

改訂 令和 6 年 8 月

## 【大規模災害が発生した際:1ヶ月間の基本的行動形態】

### フェーズ① 初動期【発災直後～3日】

#### ■議員の安否確認、情報収集

議員は、地域の救援活動などに当たる。



### フェーズ② 中期【3日～8日】

#### ■災害情報の収集・掌握・共有

#### ■被災状況確認会議

議員は、参集指示があれば、速やかに参集する。



### フェーズ③ 後期【8日～1か月】

#### ■議会機能の早期復旧

本会議・委員会を開催する。



### フェーズ④ 【1か月以降】

#### ■平常時の議会組織体制

復興計画などについて議会として審議する。